農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

七	六	五	兀	三	<u>-</u>	
棚田地域振興法(令和元年法律第四十二号)(附	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)(附:	地域再生法(平成十七年法律第二十四号)()	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)(附	農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)(附	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)
刑第八条関係)	門第七条関係)	(附則第六条関係)	刑第四条関係)	別第三条関係)	別第二条関係)	
22	20	19	18	16	15	: 1

三 活性化事業と一体となってその効果を増大させるために必要	業上の利用を確保するための当該農用地の農用地の保全を図るための当該農用地の管へ(略)	する事業であって、定住等の促進に資するものイー農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関る事項	必要な次に掲げる事業 (以下「活性化事業」という。) に関す一 前号の区域において定住等及び地域間交流を促進するために一 (略)	2 活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 2第五条 (略) 第(活性化計画の作成等)	四 (略) 第二条 (略) 第二条 (略) 2 (略) 3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。 3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。 3 (定義) 2 (略) 2 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (改 正 案	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――
三 前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要二 (略)	設) (略)	盤及び施設の整備に関する事業イー定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基	必要な次に掲げる事業に関する事項 一 前号の区域において定住等及び地域間交流を促進するために一 (略)	五 活 条 活 性 性	四 (略) (定義) (定義)	現	

事業又は 略 事 務 関 す Ź 事 項

4 3 (略)

性 化 計 する次に 画 は 掲 第 げる事 項 各号 項 を記載すること 掲 げ る 事 項 \mathcal{O} が ほ で か 事 業

当該活 活 性 化 事 業の 用に 供 する土地 \mathcal{O} 所 在 地 番 地 目 及 び 面

施 該 設 0 活 種 性 類 化 及 事 U 業 規 模そ ょ ŋ 0 施 他 設 0 0 当 整 該 備 施 を 設 行 0 う 整 場 備 合 に \mathcal{O} 内 あ 容 0 は 当

5 その 他農林水産 圧省令で 定 8 る 事 項

共の利活動 (促進法 要に応じ、 該活 しようとする農林漁業者の 務 第二項第二号及び第三号並びに前 ...動法 性化 ることが して活性 (以下「事

9 L 都 活 て 道 性 府 化 次 県 計 又 条 ならな 第 は 画 15 市 記 項 町 V . 載 に 村 す 規 は る事 定 足する協 活 性 項 に 化 0 議 計 会が 11 画 て を 当該 作 組 織 成 され 協 L ようと 議 会 て に V お るときは、 す る場 け る協 一合に 議

10 上 化 画を作成する に性化計画に なければな 業 \mathcal{O} 実施のため行う農林地等について-成する市町村が行う農林地所有権:計画には、第二項各号に掲げる事 借 権 若 しくは使用 貸借 よる権 ての所が 利 0) 移 項 設 転の 有権 等ほ 定 若 促か しく の移事 当 は 転業 該 移又(活性 地性化

> 兀 な事業又は (略) 事 務 に 関 す る 項

3

(新設)

5 4 2 (略) 進を図るものに 業等」といる都営 計画を作成する市 作成する活性化 これらに準ずる者として農林水産省令で定めるもの 年法律第七号) 第二条:林漁業者の組織する団: 等及び地域間 は 市 いう。 町 村 道 E が当 交流 府県又は こに が 第二条第二 限 計画にあっては、 実施すい町村以 る。 の促 該 び 事 係るものを記 第 非業等に 心する事 体若 進に 名三号に 市 外の 町 に係るものを記載することができる。 項に規定する特定非営利 Ĺ 寄与する事業等を実施 村 業等 要する費用の 市 くは特定非営利活動促 が 町村 実 当該都道府県と共同 載するほ 施 る (活性 心する 事 を含む。 事 項 化 はか。 は、 計 以 下 部を負担 画 は 必 を 当 **心しようとする典心要に応じ、定分** 作 事 一農 が 大国してその推 に成する都道府県が で農林漁業団体 で農林漁業団体 が で農林漁業団体 務 () 性以化 下 計 画 農住事

(新

8 計 活性化は 号 أ 作化成計 掲 でする市町には、 0 げ 整 る 備 事 を図 業に 町 村 るため ょ が ?行う農 ŋ 項 整備 各号に 行う農 される施設 林 掲げ 地 林地等に 所 る事 有 権 (以 下 移 項 転の 0 1 等 ほ ての 促か、 活 進 所 性 事 当 有 化 業 該 権 施 活 (同性 設」 \mathcal{O} 移 項化

げ権権 以 の移転にの移転 る ・項を記: 等を促進等を円に 載することができる。 促進する事業をいう。以円滑に推進するために必の移転等」という。)及 う。) 及 以必 以下同じ。)に関するな必要な農林地についての及びこれと併せ行う当該 次の所所 揭有有

兀 略

11 であ 農用 r. 業の 百供項 発行為」 号) 昭 は する土 す 条第 、 う。 用 って て、 る土 行 改 ょ 許 和供 あ 法 建 市 第 地 性 いする土 る当該 内 第 第 為 築 築 計 り 可 + 区 兀 項 あ 化 七条第一を受け と ŋ 十三 供 物 政 整 五. 域 地 画 \mathcal{O} + \mathcal{O} 計 以 +いう。 法 0) 令 備 林 土 条 することを目的 をいう。 兀 許 が 画 一号に 第四 で定 の 二 当該 九 建 される施設 漁 地 年 地 土 農 下 若 建 可 を受け なけ 条第 築基 しく 業 で 法 地 第 築 街 が 地 第一 を農 建 条 規 8 0 項化 律 農 あ 活 兀 るもの 建 り、 以 :第五 若 第 調 れ 用 性 築 は 準 定する建 振 \mathcal{O} 耕 項 十二項 整区 なけ 項 そ 法 しくは 規 ば 項 地 化 行 築 興 下 地 作 各 当該 第二条第一 基 、を図るための施設そ 定による市 ならない に規定する開 以 若しくは 為等」 0 (第二 同 十八号) 区 \mathcal{O} 号に 事 業の じ。 に .域 として、 域 用 準 外 目 れ に規 楽を 法 農林漁業振興等施設 限る。 活 0 ばならな 的に供さ 掲 途 (都市 (農業振 を変更 項第二号イ又は ŧ 用に供 لح 性 げ (昭 内 第八 のに 第四 ŧ 定 る い 化 、 う。 号に規 する開 う。 和二十 以 事業 農業振 街 計 0 事 0) 化調整に対しては当時では、 、条第二 L 土 興 するに当 することを目 +下 発行為を行 V れ 項 る土 地 Ł て \mathcal{O} 地 **当** 条 農 0 農 定 \mathcal{O} 用 興 を 発 五. (昭 で 域 する 該 地 項 第 行うに当 林 行 用 年 林 \mathcal{O} に 区 あ \mathcal{O} 地 該 ハに り、 第一 当 た 漁 為 に 法 漁 他供 域 和 活 域 整 を 活 うに当 り、 (以 項 建 を 供 律 業 0) を 兀 性 0 備 該 業 す 1 性 1十三年 第二 ること 号に う。 当 0 振 築 新 す 振 規 **V**) 化 整 に 活 的 化 う。 備に として、 許 興 物 築 下 る 興 定 該 事 該 関 性 農 事 たするも はする法 ŋ 目 活 業 た 活 規 可 等 を 百 等 化 地 以 に関する 書業の を 目 特 性 法 法 的 施 以 0 下 0 施 11 う。 若定開 で行 号) 設」 受 化 律 用 設 下 同用 都 事的 同第に

一~四 (略) での所有権の移転等をお該所有権の移転等をおる次に掲げる事項を記る次に掲げる事項を記る次に掲げる事項を記るがに掲げる事項を記るがに掲げる事項を対して、 等を促発を促発を を記 載することができる。 Ĺ 進滑移 でする事でに推進して < 等 は 使 事業をいう。!! という。) !! という。) !! 借による う。以下同じ。 。)及びこれ^L 。)及びこれ^L 林と設地併定 ににせ若 関つ行し

すいうく

るも なけ 0 れ が記 でなければ ば ならない 載されたものに限る。 ならない ŧ のに係るも のに 限る。 は、 次に掲げる要件に該 以 下この 条に お V 当 て す同

画に定 ると認められること。 況れ に定められた土地利 からみて、 カュ 興 項 地 第 当該 域 当該土地を当該利用目的に供することが 整備 号に 土 土地の位 計 規 画 定 用に支障を及ぼ する土地 置及び規模並 都市計 画その \mathcal{O} 利 用 すおそれがな 他 び 目 に 0 的 土地 周 が 辺 \mathcal{O} 利 当 土 用 該 地 *۱* \ に 土 に関する計 液 適当で 利 地 判用の状 係

定められてい の地 当該活 用に おける農用 0 農林 供する土地 業上 性化計画 いること。 地の の利用と他 集団 を確保するとともに、 0 内容が 化その \mathcal{O} 利 用 当該 他農業構 との 活 調整 性 造 化 当 に \mathcal{O} 計 該 改 留 画 土地 善 意して \mathcal{O} に 区 資 0) 域 するよう 周 活 内 辺 性 12 化 \mathcal{O} あ る土 地 事 に域 業

12 各号に掲げる事項並 計画を作成する市町村を除く。 事項を記載しようとする市町村(都道府県と共同 いては、あらかじめ、 ればならない。 活性化計画に第四 らめ、都道府県知事に協議し、その同意を得ないに第十項第二号及び第三号に掲げる事項に対を除く。) は、これらの事項のうち第四項にする市町村(都道府県と共同して当該活性化1項各号に掲げる事項又は第十項各号に掲げる 9

13 第四項各号に掲げる事項について、 第四項 道府 であるときは、 県知事は、 第 号に規定する土地ごとに、 前項の 前 項 0 同 規 意をするも 定による協 次に掲げる要 のとする。 議 次に掲 が あ 0 げ た る要 件に 場 合 件に 該 に 当 お 該 す V 当 Ź て

するものであること。 当該 号イに係る部分を除く。 外のものにする場合にあっては、 土 地 が農地であり、 か の規定により同条 農地 農地法第 で ある当 四条第六 第 該 土 項 地 項 を 0 農 許 許 (農 可 第 地

口 することができない 掲げる農地 該 土 地 が 農 である当該土地を農地以外 地であり 場合に該当しな か 農地法 いこと。 第 0) 兀 ŧ 条第六 0) に 項 する場 第

> 地 (都道府県と共同地所有権移転等促) 進

県知事に協議し、その同意を得なければ、第二号及び第三号に掲げる事項について、活性化計画を作成する市町村を除く。) い関する事項を記載しようとする市町村(料) 前項の規定により活性化計画に農林地 項については、あらかじめ、都を除く。)は、当該事項のうち なければならな L 都道 て

, 新 設

同 当 業

府項該に

事

14 が農地 ある当該土地を農地以外のものにするに当たり、 都道府県知事は、 おいて行うことが困難又は著しく不適当と認められること。 市計画法第七条第 林漁業振興等施設の の許可を受けなければならないものに限る。 が当該特定開発行為を行う土地又は当該建築行為等に係る農 を促進するおそれがないと認められ、 当該活性化計画に従って行われる特定開 ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令での周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及 にあ られないこと。 により当該活性化事業の目的を達成することができると認め める要件に該当すること。 当該土地 (当該活性化事業の用に供することを目的として、 っては、 が 当該 農用 第四項第一号に規定する土地の全部又は一部 項の規定による市街化区域をいう。 地区 (農地に代えて周辺の他 敷地である土地の区 .域内の土地で あ る場 か 域 つ、 の周 の土地 発 合に 行 農地法第四条第 市街 為又は 次項及び第二十 辺における市 を供 あ 化区 0 建 て すること 農地で 」域(都 築行 は、 内 街

(新設

15

農業委員会は、

前

項の規定により意見を述べようとするとき(

一部が三十アー

農業委員会等に関する法語十アールを超える農地

ればならない。

い市町村にあっては、

市町村長。

以下同じ。

)の意見を聴かな

一条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かな 、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第

であるときに限る。)は、

項の協議に係る農地の全部又は

第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機

あらかじめ、

意見を聴かなければならな

1

ただし

同

法第

きは、

あらかじめ、

第四項各号に掲げる事項につい

て農業委員

による協

議があった場合において、

同項の同意をしようとすると

いて第十二項の規定

新設

一項にお

いて同じ。

である活性化計画につ

場合については

この限りでない

十二条第

項 0 0

規

定による都道府県知事の指定がされていない

という。

- 5 -

19 18 17 16 掲げる る の が農用 的として 調整区域内の土地であり、 り意見を述べるため必要が る場合における第十一項から第十三項までの規定の ればならないもの又は当該活性化事業の用に供する土地が を目的として び第十三項第 第一 に第四項各号に掲げる事項 第十 なけ 第四項各号に掲げる事項を記載しようとする場合について準 に」とする。 項に規定する開発行為を行うに当たり、 定 が農地法第四 見を聴くことができる。 前 -九第 地方自 と、 という。 性化 性化 は 第 の適用に いて同じ。 画法第二十九条第 項に定めるもののほ 要件 項に規定する中核市 四項から第十六項までの ればならないもの 地 に 計 区 計 第四 項に規定する指定都市又は同法第二百 第十二項中 項 特定開発行為若しくは建築行為等を行うに当たり、 .域内の土地であり、 治 画 画 中 法 に ついては、 号に掲げる要件 第四 [条第 第四 項各号に掲げる事項 農業振興 である場合における第十 (昭 「要件」 第 和二 項各号に掲げる事項を記 項各号に لح 項に規定する指定市 「に第四項各号に掲げる事項」とあるの 項中 第十 とあるの 十二年法律第六十七号) に 項若しくは第四十三条第一 地 カ 第十三項第一号中 域の 当該活性化事業の用に 係るものに限る。 あると認めるときは、 (以 下 農業委員会は、 掲げる事項を記: (当該活性化事 一に第四 項中 規定は、 整備に関する法律第十五条の二第 当該活性化事業の用に供 (同号イ及び は 「指定都市等」と 「要件」 「要件」 (当該活性 |項各号に掲げる事 指 項 及び 同 町 定 「次に」とあるの から第 とあ 載し 項の 業の 第十 口に係るも 市 以 載 化 第 町 下この L 事業の 十三項 第二 用に るのは ようとする市 許可を受けなけ 五. 村 供 ょ 都 兀 会士地が市街化 いう。 十三項 適 十二条の二 が 項 下 う 道 項 用に 府県機 百 供 活 項及び次項 0) لح 0) 「指定市 第一 許 のに する 用 項 五. 規 性 すること する土地 電に 定市町 町町 十二条町 要件及 . つ 化 可 とあ 一号に であ 'を受 . 限る 供 ٧V は 計 は す 用画 (新設 (新設 (新設) 新設

(新 設)	
(新 設)	第一号に掲げる要十三項中「について十三項から第十六
	を得なければならない。 について、あらかじめ、当該指定市町村の長に協議し、その同市町村の区域内の土地に限る。)が農地であるときは、当該事市町村の区域内の土地に限る。)が農地であるときは、当該事
- (· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	、角を舌は出計画に出ばないに引真第一分に見言しらに也く旨を除く。)は、当該活性化計画を作成しようとする場合におい府県(指定市町村と共同して当該活性化計画を作成する都道府「外代イ言画に貧風エイナに持いる事工で言書)。、それで
新安)	12
	場合において、第十四項中「土地の」とあるのは、号に掲げる事項を記載しようとする場合について準
(新 設)	21 第十四項から第十六項までの規定は、都道府県が活性化計画に第十三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。
(新設)	のこ艮る。)は、第十一頁各景に掲げる要井のまが作成する活性化計画(第四項各号に掲げる事項とあるのは「について、第一号に」とする。
	下この項及び次項において同じ。)」と、第十三項中、同項の許可を受けなければならないものに係るもの
	する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為を行うに当化事業の用に供することを目的として、農業振興地域の整備
	性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であり、当該活地法第四条第一項の許可を受けなければならないもの又は当該活
	して、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、農る土地が農地であり、当該活性化事業の用に供することを目的と

2 28 27 26 25 並びに都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の『、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関土振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する性化計画は、過疎地域共級的多見』』「 いて準用する。
現から第二十五項まで及び前項の規定は、
現から第二十五項まで、第十二項から第二 六条 四建 を除 うための協 もい る場合につい 当該活: 築行 市等 協 のとする。 て 第十三項 るときは 協 -三条第 議会) ¿ د 当該 計 協議し、 活 議 次に」 性化 為等 会 画 活 \mathcal{O} 都道 は \mathcal{O} 性 区 性 事 作成 の規定は 計 議 化 を行うに当たり、 業 域 化 は その同 て準 当該 会 府県又は 画 計 とあるの 項 0 内 計 次 当該 [を作 に 及びその 画 0 用 画 0 (以 下 甪 事 許 土 に 掲 を作成しようとする都道 でする。 地に 意を得なければならない 項につい 可を受け 記載された同項第一 成 げ 供 活 は、 市 指定都市等の長が前 性 る者をも することを目的 「協議会」という。) 限る。 町 化 ようとする都 実施に関し必要な事 この 村の 計画 「について、 . て、 なけ 都市計画法第二十 区 場合にお を作成 0 が市街化 一域内に あら 7 ればならな 構 とし かじめ、 しようとす 道 成 号に規定する土 お 第二号に」 府県又は す 1 活性化 る。 項の 調整 府県又は V, 7 7 を組 7 項 1 -九条第 ŧ 活 に 第 同 当 特 区 . 意を る場 性 市 織 計ま 該 0) 域 0 十 定 と読み替える 化 町 することが V) 市 画 指 に 開 内 で の変更に 事 村 町 項 しようと 定 限 発 \mathcal{O} 合 て協議を行 が都市計画、農 ·業を 第二十 る。 村 都 項 地 に 中 行 土 文は 為又 地(当定おいて は、 市 お に 実 等 施 . つ な画画画 す で第 は で 活 \mathcal{O} 12 10 活性化計画は、過疎地10 活性化計画は、過疎地地球整備計画をの他法 10 新 新 0 た 設 変更について準用する。 れたものでなけ 第五 (略) カン 5 第 七 でである。 ・の他法律の規定による森林の整備でいた。 ・の他法律の規定による森林の整備でいた。 ・の他法律の規定による本様の整備でいた。 ・の他法律の規定による地域振興に関する。 ・のを展計画、山村振興計画 れば 項 ま で ならない。 九 項 及 び 前 項 \hat{O} 規 定 は、 活 号) する する 性 化 和 が 第計計農 計

保

画

十画画業

ようとする農 漁 業 寸 体等

当該 織する団 都 道 体 府県又は市町 関 係 住民 る 村の 学識 区 一域内の 経験者その 関 係農林 他 . の 当 漁 該 業 都道府県 者 及 び そ 又 σ

3 市 会に 町 村 お が V 必 要と て協議 認め が 調 った事 項に 0 V 7 は、 協 議 슾 0 構

4 は その 協 議 \mathcal{O} 結果を尊重しなければならな V) 成 昌

交付金の交付等)

議会が定める。

項に定めるも

(T)

0)

ほ

か

協議

会

0

運

営

関

必

要

な

事

項

は

第 七

有権 移転等促 進 計 画 \mathcal{O} 作成

第 ときは、 八 条 て、 した市町村は、 、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定た市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとする第五条第十項各号に掲げる事項が記載された活性化計画を 所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2

3 所有 れ ばならない。 移 転 等 促 進 計 画 は、 次に 掲 げる要件に 該当 するも 0) で な

利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することがと認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地関する計画に定められた土地利用に支障を及ぼすおそれがない地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土 当であると認められること。

移

転

等促

進計

画の

内容

が、

活

性

化

計

画

0)

区

域

内

に

あ

る

兀

所

有

権 移 転 等

促

進

計

画

0

内 [容が

活

性

化

計

画

0

区域

内

あ

る

(交付金の交付

第七 転等促進計画を定めるものとする。村にあっては、市町村長。以下同じ ときは、 作成した市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行 委員会等に関する法律 にあっては、市町村長。項ただし書又は第五項の 条 所有権移転等 第五条第八項各号に掲げる事項が記載された活 農林水産省令で定めるところにより、 促 進 計 画 昭昭 [の作成 以下同じ。 規定により農業委員会を置か 和二十六年 ·法律第八 の決定を経て、 十八 農業委員会(農 号) おうとす 性 2ない市町第三条第 所有権 化 計 画 移

2

3 ければならない。
所有権移転等促 権移転等の 促 進 計 画 は、 次に 掲 げ る要件に該当 するも 0) で な

(略)

規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、関する計画に適合すると認められ、かつ、当地に係る農業振興地域整備計画、都市計画そ 目的に供することが 前項第四号又は第五 号に 適当であると認められること。 規定する土地 0) 当該土地の利用目的が 当 該 土地の的地の地が、 を当 位 地 置利 当 該及用該利びに土

不の用に供え地の農林が 定められていること。 おける農用地の する土地を確保するととも、業上の利用と他の利用との 集団 化その他農業構 に、 調 造 整 当に \mathcal{O} 改善に留意し 資のて 活性化 う地事

るものであること。
五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当

す

イ (略)

(削る。)

口 (略)

4 議い 権 て準 に係 有 号に規定する土 当するも 転 権 五. る農 条第 用 等 の移転 する。 促 地 進 +0 等 計 五 とあ に . О 画 項 内容が 地の全部又は 0) に 限 及 るの る。 Ü 場 つい 第十六 一合に て 農地法第五条第一 は、 以 下この お 第 項 い 当 項 0 て、 規定 該 条に 部 0) 決定 が農用 第 所 おい は、 有 五. 条第十 をしようとす 権 項 農 て 移 地 〈本文に 文業委員· 転 同 **当** ľ 等 五. 「該農用 促 項 会が 規定する場 進 中 「同項のなっるときに 計 で ある所 地に 第二 画 に 係 項 係 る協つ 有合る第 4

(削る。)

地

と読

4

替

えるもの

とする。

、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知一部が農用地であるときは、当該所有権移転等促進計画についてうとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は5 市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めよ

に定められていること。域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう設の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化施

- (略

の当移 「する場合に 許可をすることができない 当該土 転等の内容が農地 地 が 農用 あ て 地 は 法第五 で あ ŋ, 同 条第 条 第二 場 か 合に該当し つ、 項 項 本文に規定する場 \mathcal{O} 規 該 定 土 な に 地 いこと ょ に ŋ 係 同 る 条 所 一合に 第 有 権 項該の

(略)

る土地をいう。 農用地 定をしようとするとき 定がされて 員会等に おいて同じ。 た 農業委員会は ただし、 項本文に規定する場合に該当するものに 都道府県機 (当該農用 関 同 する法 いない場 法第四十二条第 が である所有 で 第二 構」という。 律 三十アー 地に係る所 合に · 第 四 あ るときに 項 (当 つい 第二号に 十三条第 権移 該 ル さに限る。)は、ルを超える農地(て 所 有 項の は、 |権の 転 有権移転 等促 0 規 この 項に 規定による都道府県 移 意見を聴かなけ 定 進 転 する土地 限り 等促進計 等 計画につ 規 定する都道 0 でなな (耕作 限る。 あらかじめ、 内 容 \mathcal{O} 全部 が農地 *١* ، ٧V 0 画に係る農用 以 ħ 目 て で第一項の決し、 第一項の決し、 下この条に 及地法第五条 ば 府 的 知 なら 県 に 農業委 供され地 機構 事 の 指 い

5 する土地 府県 前 機 項に定 て 構 第 の意見を聴くことができる。 0) 全部 めるも 項 \mathcal{O} 決定 又は 0) をするため 0 部 ほ カリ が 農用 農 必要が **黨委員** 地である所 会は、 あると 有権移 認 第 8 るとき 項 転 等 第 二号に 促 進 は 計 規 都 画 道

6 場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようと市町村(農地法第四条第一項に規定する指定市町村を除く 用 市町 であるときは 当 該 所 有 権 移 転 等促 進 計 画 に つ 農 林水農る

2 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林第九条 (略) (所有権移転等促進計画の公告)	1	
2 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林第八条 (略) (所有権移転等促進計画の公告)	産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認 (新設)	

同法第四十三条第一項の許可の申請があった場合において、当該制工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。るために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備された同条第四項第一号に規定する土地を農用地区域から除外すの規定により作成された活性化計画に記載(農業振興地域の整備に関する法律の特例)	成十六年法律第百二十三号)の特例を定めることができる。進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平第十一条 第九条第一項の規定による公告があった所有権移転等促(登記の特例)	第十条 (略) (公告の効果)	場合については、この限りでない。けた所有権移転等促進計画について前項の規定による公告を行う知事に通知しなければならない。ただし、前条第五項の承認を受水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県
(新設)	(新設)	十六年法律第百二十三号)の特例を定めることができる。計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成第十条 第八条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進(登記の特例)	第九条 (略) (公告の効果)	場合については、この限りでない。けた所有権移転等促進計画について前項の規定による公告を行う知事に通知しなければならない。ただし、前条第六項の承認を受水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県

第 うち同 +関面 係るもの 続に る多 する法 法 五 七 六 玉 部 定 的 を含 は、 に係 条 を省 条人 等 機 条業 条 民 た基準に適合するときは、 よることが 農園 化 0) 法第三十三条に規定する開発許 面 能 0 援助等) る建 to 略 であるときは 同 律 玉 0 的 発 第 有 略 | 及び 推 す 法 揮 五. 機 す 整 伞 進) んる手 る多 条第 条備 第七条第 築 能 促 地 0) 成二十六年法律第七 進 行 発 方 規 揮 五. 為 できる 続 事 面 五進 その 等が 定に 公共団 業 促 項 的 項法 進 0 機 のの (農 同 項の認定 他 カ 事 規 特 同 能 · 業 を 業の 定に 条第二 体 か 条第二項 0 例 \mathcal{O} 農林 は わ 発 により その 5 有 揮 11 ず · う。 農用 項 水産省令 0 する多 0 申 活 許 0 促 同 + にされた手続によることがで とは、同項及び同条第二項(きは、同項及び同条第二項(きは、同項及び同条第二項(きは、同項及び同条第二項(を新一項の認定の申請に係る を動する手続その他の農林水 八号) 政 当 可 可 地 請に係る事 性 進 の基 該 面 化 をしなけ 令 0 項 が に 記 保 申 0 的 で 計 関 で 全を 第三 準 定 定 請 規 載 機 画 す 定に され \emptyset 能 に る 0) 8 に 一条第三の発揮 义 る 係 項 そ れ 例 る 法 ばなら るた 基づ が当 た農 発揮 簡 る 0) 律 に 許 準じている基 略 記 実 \mathcal{O} く命令 8 該 林 項 0 施 化 載 特 事業に関定に され 心する 多 事 な 0 例) 定準 事 項 \mathcal{O} \mathcal{O} めの 業 第十一条 第五条第四項の規定により活性化計画にその実施第十一条 第五条第四項の規定により活性化計画にその実施の (市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号) (新設) 十二 新設 産省令・ 、 国 等 条 0 援助等) 玉 略 土 交通 省令で定 んめる簡 略 化され た手続 によること その他の農 の申請に係 の申請に係 の申請に係

2 と 農 ら 項 係 記 系 表 で 水 ず の る 載 条 市

つ安定的な実施に資するため、 他 0 定 住 等及び 地 域 間 交流 0 当該事業等を実施しようとする促進に寄与する事業等の効率的

(法人を除く。 の法人化を推進するために必要な措 置を

ずるよう努めなければならない。

条地 法等に よる 処 分に 0 いての 配 慮

の規定で、一域内の土地を対し、 規定による許可その 0) 実施の促進 を活性 が図られるよう適切な配慮をするもでの他の処分を求められたときは、12化事業の用に供するため、農地法そ、機関の長又は都道府県知事は、活性1 ものとする。 当該活性化計画の法律

農地法等による処分についての

第 め、農地法その他の法律の規定によ城内の土地を当該活性化計画に定め十三条 国の行政機関の長又は都道 配慮をするものとする。れたときは、当該活性ル 当該活性化 施 設 5の設置の促進が図られるよう適切な定による許可その他の処分を求めらに定める活性化施設の用に供するたくは都道府県知事は、活性化計画の区

+ 九年有 (略)

林野の活用等)

第二十条 号れ て 事 いる事務は、 務 の区 第八条第五 分) 地方自 項の規定により都道 治法第二条第九項 府県がた 第一号に規定する第 処理することとさ 第

法

定受託事務とする。

-四 条 有 林野の活用等)

+ (略)

事務

の区

. 分

十五条 れている事務は、 条第九項第一 第七条第六項の規 号に規定する第一号法定受託事務とする。、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七 定 足により 都道 足府県が 処 理 することとさ 七号) 第

備別		=
考表第一		地方:
の表第の		自治法
号法定		(昭 和
の用語の足受託事	改	二 十 二
意務	正	年法律
び二字条		第六十
句の意:	案	十七号)
味は、		(附 則
上 欄 に		第二条
掲げる		米関係)
備考		
こ -		
表の下号		
欄の用	現	
語の意		
思務()		

(傍線部分は改正部分)

(略) (略) (略)	第四十八号) 第四十八号)	法律 務	に 県が処理することとされている事 住等及び地域間交流の促	農山漁村の活性化のための定 第八条第五項の規定により都道府 農山漁村の活性化のための	(略) (略) (略)	法律	法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 法律における用語の意義	備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる 備考 この表の下欄の用語	別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係) 別表第一 第一号法定受託	改 正 案 現
(略)		律 務	に 県が処理することとされている事	定 第七条第六項の規定により都道府	(略)	事務	及び字句の意味によるものとする。	の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる	:事務(第二条関係)	行

農 地 法 昭 和 + 七 年 法 律 第 百二十 九 号) 附 則 第 条 関

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

三 係

地 又 又 採 採放 草牧 つ移

改

正

案

るを 合の 三 受けな、小小作権 場 永条農 合 及な 及作農 びけ政び権地は 第れ令収 質は草 ば で益 五. ならり 条 権 第 るところに な 使放地 項い。本 用牧の 貸地権 文に ただし、 借に利 に 権 に により、 利を設めて新の制 規 利 定 次 す 定利有限) る \mathcal{O} 当 各号者 場 権 号 者 賃を 合 はのが若借移い典した。 い農 し権転 ず業く若し のれ委はし かに会 限 移 < 又 ŋ 転はは で該のすそ地 な当許るの上 いす可場他権

よす 同るる農 法公法山 告律漁 第 が 五. (村 あ平の 条 第 つ成活 た十性 + 所 項 九化 \mathcal{O} 有年の 権 法た 権 利 移律 8 が 転第の 設 等四定 定促さ 促十 住 八 等 れ計号) 及 画 び 又の第地 は 定九 域 移め条間 のるところに、 無第一項の規模 の促進 転 さ れ る 場 よ定に 合 つに関

5 九 のて <u>-</u> + 六 略

2

6

地 \mathcal{O} \mathcal{O}

第 でな 施は四 ない以指 策 採 下 定 \mathcal{O} 草 た 市 実 放 農 _ だ都町施牧地転 し、府」別の農の の農 府 況 次県とを農地制の知り、 の知、各事う。 慮 上外 等」 号 L \mathcal{O} ずのといい。 て 効も いとの農率のにずい区林的に う域水かす。内産のス れ かに該方のであった。)のであった。)のであった。 産 つる 大総者は 当許つが的、す可て指な都 るをは定利場のよう 道 場 受 す用府 合け指るの県 はな定市確知 け市町保事 これ町村に

5 五い

律 漁 第 村略 五. \mathcal{O} 条 活 第 性 化 項 0 0 た 規 8 定 \mathcal{O} 13 定 ょ 住 ŋ 等 作 及 び 成 さ 地 れ 域 間 た 活 交 性 流 化 \mathcal{O} 計 促 画進 に 同関

制

現

行

本文に見っい。ただし、ツ 用牧の 貸地権 借に利 に つ移 よ利 ょ い動 らり、 るての 設権所 す 次 定利有格 の当 る 場 権 合 を は、 移 い農ず業 し権転 されている。 \mathcal{O} れ委はし 限 か員移く 又 に ŋ 会 転はは で該のすそ地 な当許るの上 いす可場他権

てよす 同るる農 \mathcal{O} <u>-</u> 法公法山 告律漁 +第 があって、対の活 六 五. 条 第 た十性 八 所 項 九化 0) 有年の 権 権 法た 利 移律め が 転第の 設 等四定 定さ 促十 住 進 八 等 れ計号 及 び 画 又の第は定八 地 定八 域 は移転される場合にめるところにい条第一項の規定 よ定に つに関

地

第 一でな 一施は四 ない以指策採 定の草市実放 下 たで都町施牧地転 次県と を農地制 の知い考業以限 う。慮 各 事 上外 号のいるのの L \mathcal{O} て農 効も 率の ずい区林的に う域の れ 水かす 内 産 カュ つる \smile に に 大総者 た合は、 あ 該の 当 つて 許 が的 す 可 指な都 をは、 る 定 利 道 場受、す用府合け指るの県 はな定市確知 市町保事 け これ町村に のば村(関農限なの以す地 りら長下る又

5

す る農 法 山 律 漁 第村略 八 \mathcal{O} 条 活 第 性 化 項の 0 た \emptyset 規 定 \mathcal{O} に 定 ょ 住 る 等 公 及 告 び 地 が あ 域 間 0 た 交 流 所 有 \mathcal{O} 権 促 移進 転に 等関

場合又は同 さ 転 れ 等 促 九進 計画にたけて進計 兀 項 同 同 各 第五の 号に 定める利 法 条第二 第 条第十項 定 九 掲 め条 項 げ (第一項の規定による公告があり) (第二号に規定する活性化事業) 用 Ś 目的 事 1的に供する場合への権利に係る農地 項 が 記 載 さ n た ŧ を当 0 該 限 若しく る。 所 \mathcal{O} 有権 用 12 移 は有 供 転移権 従 す 等転移 るつ

5七 5 略

2 11

第

を

採

草

放

当許利に牧五 計可を受けなければなれを設定し、又は移転にするため、これらの収地以外のもの(農地との、農地を農地以外のもの(農地ののはの、農地を農地以外のもの(農地区は採草放牧地 五 農地又は採草故一~四 (略) 当する場合は、この計可を受けなければ のば移ら の限りでない。 を転する場合には、当事者が都らの土地について第三条第一項 といりのものにするため又は採草 といりでない。 といりで第三条第一項 といりでない。 とが可及び第四項に はならない。 とだし、 次の各号 号都項に草の かのいずい、制限) , れかに該 知事等の に同じ。)

あ域 つた所 間 交流

五一 当が地 項所 の権 有 権 の促草 利 移 有 が 転 権 等移に放牧 設 定 たされ 等 関 地 進 れ、又はなり、現する法律の定 の定めるところによつて同注計画に定める利用目的に供す法律第九条第一項の規定に上出漁村の活性化のための定住 移転される場 法第五条による公告による公告

5 5 5

2

に法促 定める利用目的に供する場合選五条第八項の権利に係る農地進計画の定めるところによつて 地を当該 設定さ 所 れ、 有 又は 権 移 転 移 等促 進れ 計た

画同

第 第五条 農地を農地以外のもの(農地又は採草放牧地の外のもの(農地を農地以外のもの(農地を設定し、又は移転す当する場合は、この限り当する場合は、この限り当する場合は、この限りがあつた所有権移転等があつた所有権移転等に進りがあった所有権移転等に関いた。 の限りでない。 を転する場合には、当事者が都道 を転する場合には、当事者が都道 との土地について第三条第一項本 はならない。ただし、次の各号の はならない。ただし、次の各号の はならない。ただし、次の各号の はならない。ただし、次の各号の はならない。ただし、次の各号の はならない。ただし、次の各号の の道本お放制 い府文い牧限) れ知掲同を か事げ ľ

たされ、 進計画へ 等促進計 等関地 する農 又の計法山 定画 は 律 漁 第一村の 移転され めるところによつてに定める利用目的に第八条第一項の規定 るところによ でる場 てに定のの定 法第五条による公告による公告

六~八

5

2

に い る 権

草

四

2~10 (略) 九~十二 (略)	2~10 (略) 九~十二 (略)
に行う行為地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため、地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するたで設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土	活性化事業の用に供するために行う行為載されたものに限る。)に従つて同条第二項第二号に規定する
よる公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつする法律(平成十九年法律第四十八号)第八条第一項の規定に「農山流木の活性化のための気任等及び地域能対形の低途に関	より作成された活性化計画(同条第四項各号に掲げる事項が記する法律(平成十九年法律第四十八号)第五条第一項の規定にノー農山流木の活性化のための気信等及で地域間交流の低途に関
- というでは、このではいるでは、これでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	というでは、このではいるでは、これでは、このでは、このです。 こうり ではない はんしょう しんしょう しんりん しんしょう しんりょう しんりん しんりん しんりん しんしょう しんりん しんりん しんりん しんしょう しんりん しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんりょう しんりん しんりん しんりん しんりん しんりん しんりん しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんりん しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんりょう しんりん しんりん しんりん しんりん しんりん しんしょう しんりん しんしん しんしょう しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しん
ついこは、こりをしごさければならない。ただし、市町村の長。以下「都道	ウハ は、 しり と 「だいければならない。ただし、 市町村の長。以下「都道
条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下	条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下
(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関するあらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県では、 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関するあらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県
築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の「『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『	築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとするもの採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物「豆乳の」「腸腫・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・皮膚・
第十五条の二 農用也区或内こおいて開発庁為(宅也の造成、土石(農用地区域内における開発行為の制限)	第十五条の二 農用也区或内こおいて開発庁為(宅也の告成、上石(農用地区域内における開発行為の制限)
現行	改 正 案

五 地域再生法 (平成十七年法律第二十四号) (附則第六条関係)

改	正案		現	行	
別表(第六条の二関係)			別表(第六条の二関係)		
(略)	(魯)	(略)	(略)	(略)	(略)
農山漁村の活性化のための	農林水産大臣	同法第七条第	農山漁村の活性化のための	農林水産大臣	同法第六条第
定住等及び地域間交流の促		一項の規定に	(1)		一項の規定に
進に関する法律(平成十九		よる提出	進に関する法律(平成十九		よる提出
年法律第四十八号)第五条			Δ.		
第一項の規定により作成し			第一項の規定により作成し		
た活性化計画			た活性化計画		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)(附則第七条関係)

六

改正案	現行
(観光圏整備計画)	(観光圏整備計画)
(略)	(略)
$\overline{}$	5
市町村又は都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、農山	町村又は都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、農
の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する	活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律
成十九年法律第四十八号)第三条各号に掲げる要件に該当す	十九年法律第四十八号)第三条各号に掲げる要件に該
に係る同法第五条第二項第二号又は第三号に掲げる事業又	に係る同法第五条第二項第二号又は第三号に掲げる事業又
務(いずれも同項第二号ハに掲げる事業に係るものに限る。	(いずれも同項第二号ハに掲げる事業に係るものに
あって同法第七条第二項の交付金を充てて実施をしようとす	って同法第六条第二項の交付金を充てて実施をしようと
の(第九条において「農山漁村交流促進事業」という。)の	(第九条において「農山漁村交流促進事業」という。)
同法第五条第五項に規定する農林漁業団体等が実施	同法第五条第四項に規定する農林漁業団体等が実
する事項を定めようとするときは、当該事項について、あ	する事項を定めようとするときは、当該事項について、
め、当該農林漁業団体等の同意を得なければならな	め、当該農林漁業団体等の同意を得なければならな
(略)	
Щ	山
法律の特	法律の特例)
市町村又は都道府県が、観光圏整備計画において、	市町村又は都道府県が、観光圏整備計画において、第四
二項第五号に掲げる事項に、農山漁村交流促進事業に関する	二項第五号に掲げる事項に、農山漁村交流促進事業に関する
定めた場合において、同条第七項の規定により当該観光圏	を定めた場合において、同条第七項の規定により当該観光圏
計画を主務大臣に送付したときは、農山漁村の活性化のため	計画を主務大臣に送付したときは、農山漁村の活性化のため
び地域間交流の促進	び地域間交流の促進に関する法律第
る活性化計画の提出があったものとみなして、同条第二項か	る活性化計画の提出があったものとみなして、同条第二項か
項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項	四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項
事業等」とあるのは、「観光圏の整備による観光旅客の来訪	事業等」とあるのは、「観光圏の整備による観光旅客の来訪
の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第四	の促進に関する法律第四条第六項に規定する農山漁村交

七 棚 田 地 域 振 興 法 令 和 元 年 法 律 :第四 十二号) 附 則 第 八 条 関 係

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

行

改	
正	
案	
現	

定 田

· 八

2 3

限コ 定 ズが たするエコバム推進法 る。 ツー で 前 うる。 第四日 IJ ズム 伝(平成十ただし、 ツー 推 リズム推 進 +全 げ 九年法律に第二号には 体 構 進 想 全体 と構 中 掲げには、 想 五る う。)が作成されて想(第十三条におい場)第五条第二項では、下場のでは、下ります。 う。 る次事に いて第エ載 単 _ = る す 場に号ツ 合に、日見り 4

七 び定 第三条 条 項 地 住 定 (第二号 棚 第 域 二項 間 田 一号又は 地 交 地 \mathcal{O} 流 域 域 交付 振 \mathcal{O} 間 第 掲 興 促 交 第三号に規定する事業又は事掲げる要件に該当する地域に促進に関する法律(平成十九交流事業(農山漁村の活性化 金を 活 動 充てて実施 に · 関 す うるも をしようとするも \mathcal{O} を 11 う。 事に 九化 務 係 年の に でる法た 関 あ同 律め \mathcal{O} 0 す 法 第 \mathcal{O} のて第四定 る 事 う同五十住 項ち法条八等

5 5 10

法農 条律山 の漁 活 性 化 \mathcal{O} た \otimes 0 定 住 等 及 てバ 地 域 間 交 流 \mathcal{O} 促 進 に 関 す

第 + = で化びるた 地認指 規画 域 定 定 る 定の間 の棚 を提交申田市特村適出流請地町例の 0) は 村 用 がのを域 する。 L あ促 振 が 棚 つ進 た 興 たに関 とき 田 活 こものの 地 動 八 のとみ 域 は、 計 振 場 第 画 **※**合に 法律 興 兀 に 法 山つ項 漁い 第 お L 第 (令 て、 て、 村 七 の、号に第二 て、 和 条 司 第 元 年 同 条 性 十掲 第項化条二のの第 条 げ 第 律 る 項 規 た一 第 事 兀 項か定め項項 +中ら に ののが 号 等ま性及よれ

> 定 田 協 議 会

八

2

限コ定ズが る。 ツー リズ スム推進全体構想」コツーリズム推進会法(平成十九年法律のただし、第二号に四号に掲げる事項に 想生 全律第掲は 第掲は、 لح い構 百げ う。 想 五る 7。)が作成されて心(第十三条におい五号)第五条第二項のいては、 号) 事 掲 る 項 て い項 て第エ 1 る 単 コ す に号ツ 場 に] 合 \neg にエ規リ

及び地は 定住 第三 定 条 棚 第 項 地 の交付・ 域 間 掲 交流 第 促 金を充 げ進 活 る に 動 事 要 関 に 元てて実 件に する 関 規 定する事 するもの 該 法 Щ 施をしようとするも 当 律 漁 する地位の活 業又は を 11 、 う。 域十性に九化 事 務 係 年の に る法た で あ同律 関 \otimes 0 法 第 す \mathcal{O} \mathcal{O} のて 第四定 事う同五十住 項ち法条八等

5

5

10

る (農 条律山 の漁 活 性 化 \mathcal{O} た め 0 定 住 等 及 び 地 域 間 交 流 \mathcal{O} 促 進 に 関

す

で化びるたの計地認指 十二 規画 域定定 定の間の棚 る を提交申田市特付適出流動の 0) は適 がのを域村 用 する。にしたと 振が ったに 棚 興 とき 活 田 こものの も関 八 地 動 する は、 域 計 とみ法 場 第 振 画 合になま 農 興 に 兀 法 山っ 項 V おし第 漁 第 第 て、 六 八 11 条第 て、 条 号 \mathcal{O} 第 同 活 条第二 匹 同 性 十掲 項 条 化 項 げ 第二項のためのためのためのためのためのためのためのためのためのためのである。 第 に 中ら に ののが 第 ょ 定規記 規 事 四 る 住定載 定 す 業項活等に さ 等ま性及よれ る